

報道取材情報（沼津市）

令和2年10月2日（金）発表

名称等	「沼津市高齢者介護予防拠点施設条例等の廃止（案）」に関するパブリックコメント募集
実施日時	令和2年10月8日（木）～令和2年11月9日（月）
担当	市民福祉部 長寿福祉課 直通 055-934-4834 内線 3132

1 意見募集内容

沼津市高齢者介護予防拠点施設は、平成13年10月、高齢者の心身機能の維持向上及び生きがいづくりを促進するとともに、健康の増進及び教養の向上を図ることを目的にオープンしました。本施設は、「高齢者生きがい活動支援センター」と「高齢者ふれあいプラザ」の2施設で構成され、沼津市社会福祉協議会を指定管理者として運営しています。

高齢者生きがい活動支援センターについては、生きがいデイサービスを実施してきましたが、事業経営が困難であることから平成30年5月末をもって廃止しており、高齢者ふれあいプラザについては、2階は無料の貸部屋として、1階は高齢者の居場所としてのカフェぬまつつを運営しています。

しかし、主たる運営目的であった生きがいデイサービスが廃止されていること、全体として施設の老朽化が進んでいること、貸部屋としては利用者が少数で固定化され今後の増加や拡大が見込めないこと、一方で近隣に類似施設である千本プラザのほか、平成31年2月に新たな地域の活動拠点として第二地区センターが開設されたこと、さらに、今後の介護予防事業は、地域包括支援センターを核として、地域の実情に合わせて推進、展開するものであることから、介護予防拠点施設としての当初の役割は果たしたと判断し、両施設ともに令和3年3月31日をもって廃止を予定しております。今後の介護予防事業については、地域資源を活用しながらソフト面での各種施策の充実に努めてまいります。

以上に伴い、下記のとおり、沼津市高齢者介護予防拠点施設条例及び同条例施行規則に対する市民の皆様のご意見を募集します。

2 資料の閲覧場所

沼津市ホームページ、沼津市役所（長寿福祉課・生活安心課）、市内各市民窓口事務所、市立図書館

3 意見提出方法

- ・様式はありません。
- ・表題「沼津市高齢者介護予防拠点施設条例等の廃止（案）」に対する意見を明記してください。
- ・住所、氏名、電話番号、意見内容を記入し、郵送（当日消印有効）、直接持参、FAX又は電子メールでお送り下さい。

※なお、電話や口頭での意見の受付はできません。

裏面へ

4 意見を提出できる方の範囲

市内に住所を有する者、市内に通勤又は通学する者、市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人、その他本案件について利害関係を有する者。